

## 告示

### 埼玉県告示第千六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六

―一

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三一四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二五八台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）平面駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

隔地駐車場一 午前八時三十分から午後十時

隔地駐車場二 午前八時三十分から翌午前零時三十分

隔地駐車場三 午前八時三十分から翌午前零時三十分

隔地駐車場四 午前八時三十分から翌午前零時三十分

（変更後）平面駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

隔地駐車場一 午前八時三十分から午後十時

隔地駐車場二 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一〇か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 六か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

平成二十八年五月四日

#### ニ 届出年月日

平成二十七年九月三日

二 縦覧期間

平成二十七年九月十五日から平成二十八年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年九月十五日から平成二十八年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課